

○小児慢性特定疾病 新規申請に必要なもの

(2022.7.1~2023.6.30 まで)

□1 小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書（両面印刷されています）

(1) 「受診者」欄

- ・患者さんの情報について記入をお願いします。
- ・「**個人番号**」は、「**マイナンバー**」を必ずご記入ください。

(2) 「自己負担上限額の特例」欄

- ・人工呼吸器などを装着されている方は、「人工呼吸器等装着」に☑を入れるとともに、別紙「人工呼吸器等装着者証明書」を提出してください。
- ・世帯内で、小児慢性特定疾病または指定難病の医療費支給を受けている方がいる場合は、「世帯内按分特例」に☑を入れるとともに、裏面の「支給認定基準世帯員」の欄に○をつけてください。
- ・重症の申請を行う方は「重症患者認定」に☑を入れていただくとともに、別紙「重症患者認定申告書」を提出してください（様式が必要な方は保健予防課までお問い合わせください）。

(3) 「受診を希望する（指定）医療機関（薬局、訪問看護事業者等を含む）」欄

- ・患者さんが現在受診している医療機関等を記入してください。
- なお、**医療機関だけでなく、薬局や訪問看護についても漏れなく記入してください。（記載がない医療機関・薬局・訪問看護では医療費支給を受けることができません。）**

(4) 支給認定基準世帯員

- ・患者さんの保険証の種類から以下の表を確認し、該当する人の氏名等を記入してください。
- <支給認定基準世帯員及び保険証について>

保険証の種類		「支給認定基準世帯員」の表に記入する氏名	保険証の写し
国民健康保険 (国民健康保険組合・退職者国保を含む)		<input type="checkbox"/> 受給者本人の氏名及び同じ国保に加入している人全員の氏名	<input type="checkbox"/> 同じ国保に加入している人全員分
被用者保険 (協会けんぽ、共済、健康保険等)	受給者が被保険者の場合	<input type="checkbox"/> 受給者本人及び保護者(※)の氏名 ※収入の高い方の保護者の氏名を記入。	<input type="checkbox"/> 受給者本人分
	受給者が被保険者の家族の場合	<input type="checkbox"/> 受給者本人及び被保険者の氏名	<input type="checkbox"/> 受給者本人と被保険者分

(5) 課税確認に関する同意書

- ・小児慢性特定疾病の制度においては、自己負担額の算定を行うため課税額等の確認が必要になります。申請書裏面の「該当する状況欄」に○をつけてください。
- ・患者さんの保護者の住民登録が令和4年1月1日時点で高崎市にない場合は、受付時に1月1日時点での住所地をお伝えください。
- ・所得状況を申告していない場合は、該当年度分の所得状況の申告が必要になります。

(6) 意見書の研究利用についての同意書

- ・申請時にご提出いただく医療意見書が小児慢性特定疾病研究の基礎資料として使用されることに同意をいただける場合に、ご記入ください。（同意がなくても制度は利用できます。）

(裏面もお読みください)

□2 医療意見書

- ・必ず、記載する医師が指定医（小児慢性特定疾病指定医登録をしている専門医師）であることをご確認ください。
- ・複数の疾病で医療給付を希望される方は、それぞれの疾病ごとに医療意見書が必要です。
- ・人工呼吸器等装着者の申請を希望される方は、別紙「人工呼吸器等装着者申請時添付書類」を提出してください。（様式が必要な方は保健予防課までお問い合わせください）
- ・成長ホルモン治療を希望される方は、成長ホルモン治療用意見書（初回申請用）も提出してください。

□3 保険証（「支給認定基準世帯員及び保険証について」の表を確認のうえ、該当者の分の保険証をご用意ください）

□4 同意書（医療保険照会用）

□5 公的年金・手当の書類（以下、該当する方のみ）

- ・「世帯」全員非課税で、申請者（保護者）の令和3年の年間の合計所得金額が80万円以下で公的年金等を受給している場合は、以下の書類を提出してください。

年金・手当の種類	必要書類
障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金、遺族基礎年金、遺族厚生年金、遺族共済年金などの公的年金等（非課税年金）	「公的年金証書」等の写し、振込み通知書等、入金印字された通帳の写し
特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当、経過的福祉手当	「特別児童扶養手当等の証書」等の写し、振込み通知書等

□6 「支給認定基準世帯員」の表に記入してある人の個人番号カードまたは通知カード

□7 支給認定申請書における「申請者」欄に記載されている方が来庁する場合は、来庁者の個人番号カードまたは運転免許証

□8 支給認定申請書における「申請者」欄に記載されている方以外の方が来庁する場合は、委任状が必要

- ・来庁者の個人番号カードまたは運転免許証（なければ保険証等）も必要になります。

<注意事項>

- (1) 小児慢性特定疾病の新規申請については、18歳未満の児童が対象となります。
- (2) 満20歳に達する日の前日までが、受給者証の有効期限になります。